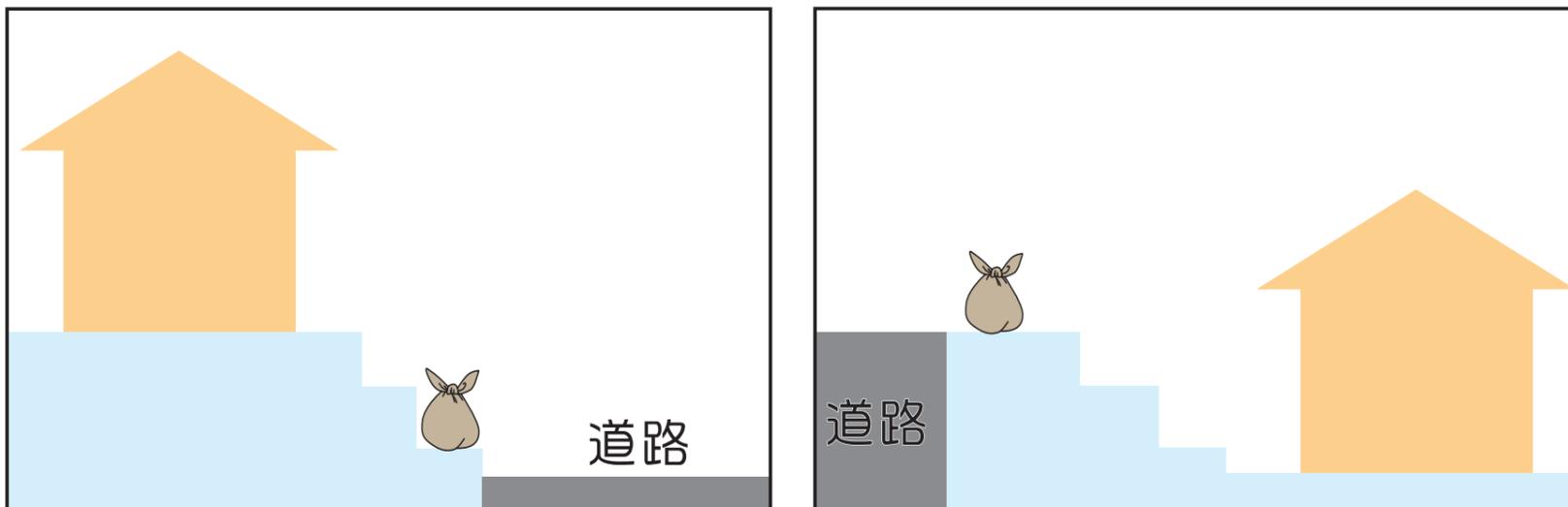


③階段などの上または下に住宅がある場合

※階段などの上または下に住宅がある場合は、敷地内の道路付近の収集しやすい場所に出してください。



戸建住宅にお住まいの方(資源物)

戸別収集実施により、公道などにはみ出しているごみ集積所及び資源物集積所(ペットボトル回収容器含む)は廃止します。なお、「びん」「かん」「古紙」「古布」「段ボール」などの資源物については、資源物集積所にて(ステーション方式による)既存の収集体系を継続します。また、ごみ集積所・資源物集積所を併用し、公道などにはみ出していない場所については、資源物集積所として活用します。

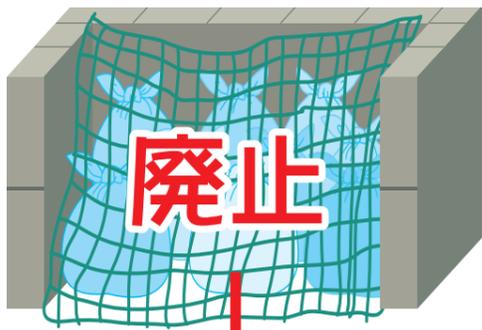
既存の資源物集積所についても公道などにはみ出していない場合は

継続して資源物集積所として使用します。

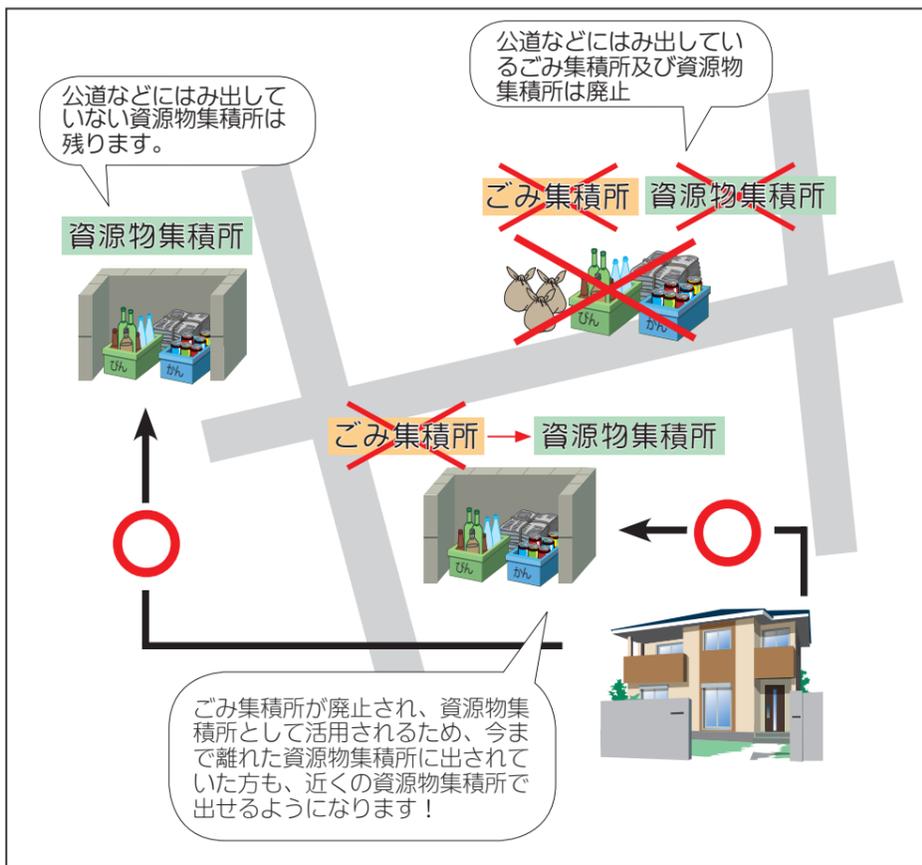
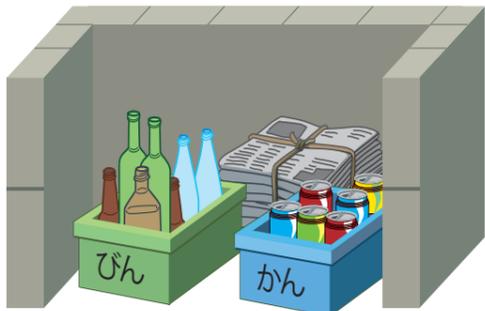
可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチックのみを出すごみ集積所についても、公道などにはみ出していない場所については、原則ごみ集積所から資源物集積所として活用します。

これらの資源物集積所に関しては、地域の状況を確認してからの設置となります。

現在のごみ集積所は



公道などにはみ出していない箇所は資源物集積所になります!



集合住宅にお住まいの方

敷地内にごみ集積所及び資源物集積所を1棟ごとに1か所設けて出してください。

◆集合住宅専用の集積所がある場合

集積所の変更はありませんが、現在ごみ集積所のみの場合は新たに資源物集積所を設けた併用の集積所となります。資源物も出せることとなりますので、資源物を含め従来どおり出してください。

◆集合住宅専用の集積所がない場合

新たに敷地内への集積所を設けて、道路に面した敷地内の道路から見える場所に出してください。  
※新たに集積所を設ける場合、収集開始の申請が必要です。

集合住宅専用の集積所がない場合



平面図

